

大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状の取得に必要な費用について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、これらの資格を要する者を確保し、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 認定こども園等 認定こども園及び認定こども園に移行することを予定している施設をいう。
- (2) 保育士資格取得特例 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2第1項の規定による保育士試験の筆記試験及び実技試験の全部の免除を受けること（児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成26年厚生労働省告示第172号。以下「告示」という。）第2号に該当することを理由とするものに限る。）をいう。
- (3) 幼稚園免許状取得特例 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第19項の規定の適用を受けることをいう。
- (4) 指定幼稚園教諭養成機関 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第31条に規定する指定教員養成機関であって、幼稚園教諭を養成するものとして指定を受けたものをいう。
- (5) 小規模保育事業所A型等 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第62号）第28条に規定する小規模保育事業所A型及び同条例第31条に規定する小規模保育事業所B型をいう。
- (6) 保育所等 保育所及び認定こども園並びに認定こども園に移行することを予定している幼稚園をいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による大津市保育士資格等取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業及びその内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育教諭確保のための保育士資格等取得支援事業 認定こども園等に勤務する幼稚園教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者であって、保育士資格を有していないものが、保育士資格取得特例により保育士資格を取得するために指定保育士養成施設において必要な科目を履修すること又は保育士資格を有する者であって、幼稚園教諭の普通免許状を有していないものが、幼稚園免許状取得特例により幼稚園教諭の普通免許状を取得するために指定幼稚園教諭養成機関において必要な科目を履修することに要する経費を補助する事業
- (2) 小規模保育事業所保育士資格取得支援事業 小規模保育事業所A型等に勤務する保育士資格を有していない保育従事者が、保育士資格を取得するために指定保育士養成施設において必要な科目を履修することに要する経費を補助する事業
- (3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得事業 幼稚園教諭の普通免許状を有する者であって、保育士資格を有していないもの（認定こども園に勤務する者を除く。）が、保育士資格取得特例により保育士資格を取得するために指定保育士養成施設において必要な科目を履修する事業
- (4) 保育所等保育士資格取得支援事業 保育所等に勤務する保育士資格を有していない保育従事者が、保育士資格を取得するために指定保育士養成施設において必要な科目を履修することに要する経費を補

助する事業（第１号に掲げる事業に該当するものを除く。）

（補助対象者）

第４条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、前条第１号、第２号及び第４号に掲げる事業にあつては、保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状を取得しようとする者（以下「資格取得対象者」という。）が勤務する施設の設置者とし、同条第３号に掲げる事業にあつては、資格取得対象者とする。

２ 前項の規定にかかわらず、資格取得対象者が、補助金と同趣旨の貸付や助成を受けている場合は、補助金の交付を受けることができない。

（補助対象経費等）

第５条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（事業実施計画書）

第６条 補助対象者は、資格取得対象者が指定保育士養成施設又は指定幼稚園教諭養成機関（以下「養成施設等」という。）における受講を開始する前に補助事業実施計画書を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、当該受講を開始した後に提出することができる。

２ 市長は、前項の実施計画書の提出を受けたときは、当該実施計画書の内容を確認し、実施計画書の内容が補助金の交付の要件を満たしていると認めるときは、当該補助対象者に対し速やかに所定の様式により通知する。

（交付申請書）

第７条 大津市補助金等交付規則（平成１０年規則第３２号。以下「規則」という。）第４条第１項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）とする。

（決定通知書）

第８条 規則第７条第１項の規定による通知は、大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により行うものとする。

２ 規則第７条第２項の規定による通知は、大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第３号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第９条 規則第９条第５項の規定による通知は、大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第４号）又は大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付決定変更通知書（様式第５号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第１０条 規則第１３条第１項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業変更承認申請書（様式第６号）又は大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第７号）とする。

２ 前項の承認申請書には、変更後の内容に係る補助事業実施計画書その他の変更の内容を証する書類を添付しなければならない。

（承認通知書等）

第１１条 規則第１３条第２項の規定による通知は、大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第８号）若しくは大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第９号）又は大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知

書（様式第 10 号）若しくは大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 11 号）により行うものとする。

（実績報告書）

第 12 条 規則第 14 条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業実績報告書（様式第 12 号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 資格取得対象者に係る保育士証又は幼稚園教諭の普通免許状の写し
- (2) 資格取得対象者に係る養成施設等の長が発行した受講費用等の領収書
- (3) 資格取得対象者の受講に伴い雇用した代替職員に関する書類（第 3 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事業に限る。）
- (4) 資格取得対象者が、保育士証又は幼稚園教諭の普通免許状の交付を受けた後に、当該資格取得対象者が勤務する施設（第 3 条第 3 号に掲げる事業にあつては、認定こども園等、小規模保育事業所 A 型等又は保育所）に 1 年以上勤務することが決定したことを証する書類

（確定通知書）

第 13 条 規則第 15 条の規定による通知は、大津市保育士資格等取得支援事業費補助金確定通知書（様式第 13 号）により行うものとする。

（交付請求書）

第 14 条 規則第 18 条第 1 項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付請求書（様式第 14 号）とする。

（取消通知書）

第 15 条 規則第 19 条第 4 項の規定による通知は、大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第 15 号）により行うものとする。

（返還通知書）

第 16 条 規則第 20 条第 1 項の規定による返還の命令は、大津市保育士資格等取得支援事業費補助金返還通知書（様式第 16 号）により行うものとする。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 14 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、国の保育対策総合支援事業費補助金及び教育支援体制整備事業費交付金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 3 日から施行し、改正後の大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 17 日から施行し、改正後の大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 1 日から施行し、改正後の大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年２月３日から施行し、改正後の大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和２年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年１２月１日から施行し、改正後の大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和３年度分の補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

- １ この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- ３ この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和５年１月１８日から施行し、改正後の大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和４年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年１月２６日から施行し、改正後の大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和５年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年１２月９日から施行し、改正後の大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和６年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年１１月１１日から施行し、改正後の大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和７年度分の補助金から適用する。

別表（第５条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
保育教諭確保のための保育士資格等取得支援事業	養成施設等の受講料等	資格取得対象者ごとにその受講に要した受講料等に２分の１を乗じて得た額の合計額。ただし、資格対象者ごとの補助金の額は、１００，０００円を上限とする。
	代替職員雇上費	８，０４０円に代替職員の雇用日数を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額

小規模保育事業所保育士 資格取得支援事業	養成施設等の受講料等	資格取得対象者ごとにその受講に要した受講料等に2分の1を乗じて得た額の合計額。ただし、資格対象者ごとの補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 保育士資格取得特例により保育士資格を取得する場合 1人当たり100,000円 (2) 児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定による保育士試験の筆記試験及び実技試験の全部の免除を受けて（告示第1号に該当することを理由とするものに限る。）保育士資格を取得する場合 1人当たり200,000円 (3) 指定保育士養成施設の卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり300,000円
	代替職員雇上費	8,040円に代替職員の雇用日数を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額
幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得事業	養成施設等の受講料等	資格取得対象者ごとにその受講に要した受講料等に2分の1を乗じて得た額の合計額。ただし、資格対象者ごとの補助金の額は、100,000円を上限とする。

保育所等保育士資格取得支援事業	養成施設等の受講料等	資格取得対象者ごとにその受講に要した受講料等に2分の1を乗じて得た額の合計額。ただし、資格対象者ごとの補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 保育士資格取得特例により保育士資格を取得する場合 1人当たり100,000円 (2) 児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定による保育士試験の筆記試験及び実技試験の全部の免除を受けて（告示第1号に該当することを理由とするものに限る。）保育士資格を取得する場合 1人当たり200,000円 (3) 指定保育士養成施設の卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり300,000円
------------------------	-------------------	---

備考

- 1 保育教諭確保のための保育士資格等取得支援事業について、代替職員雇上費を補助対象経費とする場合における代替職員は、資格取得対象者が保育士資格を有する者である場合は保育士資格を有する者と、幼稚園の普通免許状を有する者である場合は幼稚園の普通免許状を有する者とする。
- 2 補助対象経費となる養成施設等の受講料等の範囲は、入学料、受講料（教科書代及び教材費を含む。）及びこれらに係る消費税とし、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、パソコン等の器材費及び補講費は含まれないものであること。

様式第 1 号（第 7 条関係）

大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)
大 津 市 長

申請者 所在地

名称

代表者名
(資格取得対象者にあつては、住所及び氏名)

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市保育士資格等取得支援事業費補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	
補 助 事 業 の 経 費 所 要 額	円
交 付 申 請 額 (内 訳)	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	

大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市保育士資格等取得支援事業費補助金の交付について、
次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。 (4) 前各号に違反した場合は、補助金の一部又は、全部の返還を命じることがある。

（注）補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市保育士資格等取得支援事業費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育士資格等取得支援事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育士資格等取得支援事業費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 した条件を変更する内容	
変 更 を し た 理 由	

大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)
大 津 市 長

申請者 所在地

名称

代表者名
(資格取得対象者にあつては、住所及び氏名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあつた大津市保育士資格等取得

支援事業費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	円
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	補助事業実施計画書その他の変更の内容を証する書類

大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）
大 津 市 長

申請者 所在地

名称

代表者名
（資格取得対象者にあつては、住所及び氏名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあつた大津市保育士資格等取得

支援事業費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により
次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業
中 止（ 廃 止 ） す る 理 由	
中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	補助事業実施計画書その他の変更の内容を証する書類

大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業
承 認 し た 変 更 内 容	
承認に係る事業の変更新年月日	年 月 日

大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育士資格等取得
支援事業費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則
第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）
大 津 市 長

補助事業者 所在地

名称

代表者名
（資格取得対象者にあつては、住所及び氏名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育士資格等取得

支援事業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業
補 助 事 業 の 着 手 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 （ 補 助 対 象 金 額 ）	円
添 付 書 類	(1) 保育士証又は幼稚園教諭の普通免許状の写し (2) 養成施設等の長が発行した受講費用等の領収書 (3) 受講に伴い雇用した代替職員に関する書類 (4) 勤務する施設に 1 年以上勤務することが決定したことを証する書類

大津市保育士資格等取得支援事業費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業について、次のとおり保育士資格等取得支援事業費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第 1 5 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 （ 補 助 対 象 金 額 ）	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）
大 津 市 長

補助事業者 所在地

名称

代表者名 
（資格取得対象者にあつては、住所及び氏

名）

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあつた大津市保育士資格等取得支援事業

費補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

大津市保育士資格等取得支援事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育士資格等取得支援事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 4 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業
交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 金 額	円
取消し後の交付決定（確定）金額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市保育士資格等取得支援事業費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育士資格等取得支援事業費
補助金について、大津市補助金等交付規則第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日 まで
補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士資格等取得支援事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注） 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 1 9 条
第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付
されないときは、延滞金を納付しなければなりません。